

## 嬉野市通学路交通安全プログラム合同点検実施要領

### 嬉野市通学路安全推進会議

平成24年度からの緊急合同点検に引き続き、平成26年度以降は嬉野市通学路安全会議(以下「安全推進会議」という。)を設置し合同点検を行い、新たに対策が必要とされる箇所の抽出及び対策を中心に実施し、通学の安全確保を図る。

#### 1. 実施対象

嬉野市立小学校の通学路を点検の対象とする。

※通学路は、各学校が定めているものを指す。

※市立中学校、県立学校については、合同点検実施の依頼があれば、これに応じる。

#### 2. 実施期間(期限)

下記3.(1)危険箇所の抽出について

8月末までに実施する。

下記3.(2)合同点検及び対策必要箇所の抽出(3)対策メニュー案の作成について

10月末までに実施する。

下記3.(4)対策案の作成について

11月末までに実施する。

下記3.(4)対策の実施について

翌年度内を目標に実施する。

(当該年度内の実施が困難な箇所については、臨時的・応急的措置をとる。)

#### 3. 実施内容

##### ステップ1

##### (1) 学校による危険箇所の抽出

ア 学校は、保護者等の協力を得て通学路の点検を実施し、主として交通安全の観点から、新たに対策が必要とされる危険箇所を抽出する。

イ 学校は、危険箇所の内容、学校として考える合同点検の要否を安全推進会議に報告する。

ウ なお、当該年度、既に、学校において通学路の点検等を実施している場合は、その実施内容や状況等に応じて、その結果をもって危険箇所の抽出に代えることができる。

##### (2) 合同点検の実施及び対策必要箇所の抽出

ア 安全推進会議は、学校からの報告を受けて、合同点検の実施を調整する。

イ 合同点検では、調整した危険箇所を点検し、その中から、対策の実施について検討する箇所を対策必要箇所として抽出する。(必要に応じて、過年度分の対策未完了箇所の再検討、対策済み箇所の評価も実施する)

##### ステップ2

##### (3) 対策メニュー案の検討

安全推進会議は、(2)で抽出した対策必要箇所について、対策メニュー案を検討する。

※ハード、ソフト両面の対策を総合的に検討する。

**(4) 対策案の作成**

安全推進会議は、(3)で検討した対策メニュー案について、対策案を作成する。  
※具体的な対策内容、実施時期等について作成する。

**(5) 対策の実施**

安全推進会議は、(4)で作成した対策案に従って計画的に対策を実施する。

なお、上記(3)～(5)の対策の検討等に当たっては、防犯、防災等の側面にも留意する。

**4. 実施状況の報告**

学校は、対策の実施状況等について、安全推進会議に報告する。報告時期等については別途定める。